

H I V感染症専門薬剤師認定申請資格

平成20年8月6日

1. H I V感染症専門薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 申請時において、H I V感染症薬物療法認定薬剤師であり、かつ、日本エイズ学会の会員であること。
- (2) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会学術大会、日本エイズ学会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、H I V感染症領域に関する学会発表が2回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にH I V感染症領域に関する学術論文が1編以上（筆頭著者）の全てを満たしていること。
- (3) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (4) 日本病院薬剤師会が行うH I V感染症専門薬剤師認定試験に合格していること。

なお、平成20年度については、上記によらず、別に定める「過渡的措置によるH I V感染症専門薬剤師認定申請資格」により、日本病院薬剤師会が審査しH I V感染症専門薬剤師として委嘱する過渡的措置をとることとする。

試験による認定は平成21年度から開始する。